

<予防接種を受ける前の注意事項>

1. 個別接種は医療機関で接種を受けます。接種のできる医療機関については別紙で確認してください。他の予防接種との間隔や、子供の体調を見ながら、接種をしてください。予防接種をする際は、事前に医療機関に予約を入れてください。
2. 予防接種を受ける前に必ず「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、予防接種の効果や副反応注意事項を理解して受けてください。
3. 接種当日は母子健康手帳・予診票・保険証を忘れず持参してください。また、予診票に保護者の同意の記載がないと接種が受けられません。
4. 日頃から子どもの体調管理を行い、健康状態で気になることがある場合は、事前に主治医に相談してください。
5. 予防接種当日は、必ずお子さんの健康状態が分かる保護者が同伴してください。予防接種当日は、着脱しやすく、腕等が出しやすい服装を着用してください。接種前後の飲食や授乳は控えてください。
6. 定められた年齢内での接種は、公費負担となります。年齢や接種間隔が過ぎた場合や、接種間隔が不十分であった場合は自己負担となりますので注意してください。
7. 接種予約日に体調が悪く接種できない場合は無理をせず、医療機関に取り消しと日の変更の連絡をしてください。
8. 予診票を書き損じたり、接種をやり直す時など、新しい用紙が必要な時は健康増進課へ母子健康手帳を持参し、お越しください。新しい予診票をお渡しします。コピーした予診票は使えません。
9. 転出された場合は、甲州市の予診票での予防接種は受けられません。転出先の市町村へお問い合わせください。

<予防接種を受けた後の注意事項>

1. 予防接種を受けた後30分は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡が取れるようにしてください。
2. 激しい運動は体調の変化を来たす恐れがあるので、接種後24時間は避けましょう。
3. 接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。(接種後2~3時間の入浴は避けてください)
4. 生ワクチン接種後4週間、不活化ワクチン接種後1週間は副反応の出現に注意しましょう。
5. 接種後、接種部位の異常や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けましょう。接種を受けた医療機関へ連絡してから受診してください。

<その他>

他の予防接種は任意（自費となります）で受けることができます。かかりつけの医師とご相談ください。

<予防接種による健康被害救済制度について>

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、埋葬料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、埋葬料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

○予防接種法で定められた感染症に対する予防接種は、法で定められた接種年齢があります。その時期を過ぎて接種を希望する場合は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、甲州市役所健康増進課へご相談ください。